

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条 iG Resort（以下、「当施設」という）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者代表者の氏名・住所・連絡先および宿泊者人数
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（別途記載）
 - (4) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当施設が定める申込金を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払の際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により 当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第5条 当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第6条 当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当施設が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 予約が既に埋まっているとき。
- (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとするものが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(令和8年4月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとするものが暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとするものが法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき。
- (7) 宿泊しようとするものが宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した時、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (8) 宿泊しようとするものが、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (9) 天災、火災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとするものが泥酔等により他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動・行動があるとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第7条 宿泊しようとする者は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第8条 宿泊客は 当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。)は、別に定める違約金を申し受けます。但し、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について 当施設が宿泊客に告知した時に限ります。

(当施設の契約解除権)

第9条 当施設は次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当施設が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとするものが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(令和8年4月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

- (3) 宿泊しようとするものが暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (4) 宿泊しようとするものが法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した時、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (6) 宿泊客が旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 当施設は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日18時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻）になっても到着しない場合、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし予約取り消し処理を行う場合があります。
 - (9) 寝たばこ等の指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要な物に限る）に従わないとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第10条 宿泊客は宿泊予約時、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客代表者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、パスポートコピーの提出
- (3) その他当施設が必要と認める事項

（施設の使用時間）

第11条 宿泊客が当施設を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前11時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。なお、使用時間を超過した場合は違約金を申し受ける場合があります。

（利用規則の順守）

第12条 宿泊客は当施設内においては、当施設が定めて当施設に掲示あるいは備え付けした利用規則に従って頂きます。

（料金の支払）

第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別途定めるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、決済サービス『Stripe』が認めたクレジットカードにより、『Stripe』の規約に基づき、行っていただきます。

（当施設の責任）

第14条 当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時はその損害を賠償します。但し、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。なお、当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができない時の取り扱い)

第15条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できない時には、宿泊客の了解を得てできるかぎり同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当施設は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払いその補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第16条 当施設の受付は、物品又は現金並びに貴重品をお客様より預かることは致しません。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第17条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、法令に従い適切に取り扱います。忘れ物が現金、貴金属、その他の貴重品については、原則として速やかに警察署へ届け出ます。その他の忘れ物については、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。返送を希望される場合の送料ほか返送に要する費用は、お客様のご負担とします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないとき、もしくは所有者との連絡がつかない場合には、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。なお、忘れ物が飲食物や衛生環境を損なうもの、または警察署が受理しないものについては、即日処分いたします。

(駐車場の責任)

第18条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第19条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被った時は、当該宿泊客は当施設に対しその損害を賠償していただきます。